

【根拠法令一覧】

- 国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第百二十八号）第九十八条第二項及び第三項並びに第百二十七条
- 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十二年政令第二百七号）第十一条の三の七
- 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）第三十四条
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第百五十六条

以上